

財務

箱根町における「随意契約」について

Q

次の4点について伺う。
1 随意契約は全体契約の何割ぐらいを占めているか

2 随意契約で執行した事案の中で、契約金額が高額だった上位3件の金額と、その随意契約理由について
3 落札者が契約を締結しないとき、随意契約を締結できるとあるが、実際にこのような例があったか
4 随意契約の理由のうち、その性質又は目的が競争入札に適さないもの、競争入札に付することが不利なときと認められるときとあるが、どのような場合か、また理由付けの中で一定の判断基準や明文化はされているか

A

1 点目について、平成15年度の契約件数は342件で随意契約が194件あり割合は56.7%、平成16年度は契約件数が316件で随意契約は178件あり割合は56.3%、平成17年度は契約年数が332件で随意契約は188件あり割合は56.6%、平成18年度は11月までで契約

件数が234件で随意契約は148件あり割合は63.2%となっている。
2 点目について、一番の高額は、平成18年度の「浄水センター」施設運転管理委託」の契約金額1億2,579万円で「落札者が契約を締結しないとき」により随意契約したものである。「清掃第1プラント施設維持管理事業施設補修工事」の契約金額9,774万5千円、三番目に高額は、平成16年度の「清掃第1プラント施設維持管理事業施設補修工事」の契約金額7,665万円であり、それぞれ「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」により随意契約したものである。
3 点目について、今年度の「浄水センター施設運転管理委託」で、入札の落札者が辞退したため、2番札を提示した業者と随意契約をしたものである。
4 点目について、今年度での一例を挙げると、「防災無線野外放送塔用子局のバッテリー購入」があるが、本物件は

企画

中華人民共和国への観光プロモーションについて

Q

次の3点について伺う。
1 その目的は
2 その効果、具体的な成果は
3 今後の方向性と位置付けについて

A
1 点目について、特に平成13年11月に建国された「西さがみ連邦共和国」の一つの事業として、中国観光客誘致を位置付け、平成14年から17年まで4回の町防災行政無線の施工業者で、保守管理委託業者でもあり、当町の電波状態を熟知しており、防災行政無線における特殊技術を有していることから、三愛電子工業(株)と随意契約したものをはじめ、このほかに必要に応じ実施している。
また、理由付けでの一定の判断基準や明文化については、地方自治法第234条第2項の規定により、随意契約によることのできる場合について、地方自治法施行令第167条の第2第1項に定められているので、これに基づいて執行している。

観光プロモーションを1市3町の事業として、優れた自然文化、歴史などの観光資源を中国で紹介するとともに、中国の観光事情を調査し、中国観光客を誘致するためである。
2 点目について、まず、成果としては、指定旅行者から「箱根は知っているが、細かいランク別の宿泊料金や具体的な観光ルート、観光施設を教えて欲しい。」などの意見を「日本の観光地はごみがなく、景色、寺院などがすばらしく、とてもきれいな国である。」など市民の声が聞けたことのほか、中国観光行政を司る国家旅遊局、人民政府等



旅行会社への誘客PR活動

の行政機関との絆を深めることができたことなどである。効果としては、西さがみ各市町の観光ポスター・DVDを使用しているプロモーションを行い、訪中回数重ねる毎に、日本の風土、風習等も含め箱根を理解されたものである。箱根への評価は非常に高く、箱根という名前も浸透しており、今後の中国人観光客の誘致については、着実・確実なものになってきている。
3 点目について、国のビジョン「2020年訪日外国人観光客を1,000万人にすることを目指し、官民一体となって取り組みを行う」とあり、また、県レベルでは「富士箱根伊豆国際観光テーマ地区神奈川県協議会」による観光交流促進ミツションや観光情報の提供事業など、様々な観光事業に取り組んでいるほか、県を越えて山梨県・静岡県とも共同して外客来訪促進計画を進めている。
町もこうした事業に呼応しながら、受け入れ態勢等を図り、訪れる中国人観光客の増加に向けて更なる努力をしていきたいと考えている。